

平成 23 年 5 月 16 日
産 業 労 働 局

東京都による農畜産物中の放射能検査（第 7 報） について

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第七回目の農産物の検査を行いましたので、お知らせします。

今回は、神奈川県において茶葉から暫定規制値を超える放射性セシウムの検出が報じられたため、緊急に都内産茶葉及び茶飲料を検査しました。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

東京都立産業技術研究センター

(2) 検査対象品目

- ・ 瑞穂町で栽培された生茶葉 1 検体
- ・ 瑞穂町、武蔵村山市、東大和市で栽培された生茶葉を加工した荒茶を抽出した茶飲料 3 検体

(3) 検査結果（詳細は別紙）

検査した結果、すべての検体について暫定規制値を下回った。

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産農畜産物の放射能検査を実施していく。

《問い合わせ先》

○都内産農畜産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部 岩田・朝長

（連絡先） 電話：03-5320-4828、4809

37-150、37-140（内線）

都内産農畜産物の放射能検査結果（第7報）

品目	採取場所	採取日時	検査機関	検査結果【放射能濃度（Bq/kg）】			
				放射性ヨウ素		放射性セシウム	
				暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
1 生茶葉	瑞穂町内農家	5月15日15:00	東京都立産業技術研究センター		ND	500	369
2 茶飲料	瑞穂町内農家	5月13日10:00		300	ND	200	25
3 茶飲料	武蔵村山市内農家	5月13日10:00			ND		ND
4 茶飲料	東大和市内農家	5月15日10:00			ND		17

注1：「生茶葉」の放射性ヨウ素の暫定規制値は設定なし。放射性セシウムの暫定規制値は「その他」に区分される

注2：茶飲料はいずれも製茶した荒茶10gを430mlの湯で90℃、60秒間浸出したもの

注3：「茶飲料」の食品衛生法上の暫定規制値は、「飲料水」に区分される

注4：「ND」とは、検査機関である東京都立産業技術研究センターの分析による検出限界未満を示す